

第3回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成30年6月29日 13:30~15:00

2. 場 所 釧路市役所本庁舎 第3委員会室

3. 出席委員

1 番 志賀 忠浩委員	2 番 山崎 隆史委員	3 番 福西 範委員
4 番 成田 俊英委員	5 番 大坂 博文委員	6 番 金子 靖委員
7 番 村上 正人委員	8 番 佐藤 裕司委員	9 番 稲場 洋二委員
10 番 細川 裕委員	11 番 野村 照明委員	12 番 大畑 礼子委員
13 番 松下 裕幸委員	15 番 熊坂 隆雄委員	16 番 田井 克廣委員
17 番 野澤 勲委員	18 番 廣瀬女公美委員	20 番 清水 幸治委員
21 番 浅野 徳昭委員		

(以上 20名)

4. 欠席委員 14 番 菊池 利治委員 19 番 佐藤 泰正委員

5. 参 与 者 農業委員会事務局

事務局長 大西 俊二 主査 秋元 公宏 主査 高山 直樹 主事 成田 昌平  
農地業務担当員 藤本 恵美 臨時職員 高杉 知

(以上 7名)

会議録署名委員の指名 4 番 成田 俊英委員  
6 番 金子 靖委員

会期決定について 平成30年6月29日(1日)

6. 議事日程

報告第6号	農業経営証明願について
報告第7号	農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第12号	現況証明願について
議案第13号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第14号	農地法第5条の規定による許可申請に係る進達について
議案第15号	河川法第34条許可申請に係る進達について
議案第16号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第17号	農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について
議案第18号	参考賃借料の設定について



農用地の賃貸借を合意解約した場合、賃貸人、賃借人の当事者は、その旨を農業委員会に通知することになっております。

今回は、釧路地区で1件の通知がありました。

議案書6ページの表の1番は、資料が7ページと8ページでございます。

が所有する、 $\text{m}^2$ の農用地について、借主でありますとの間で、平成30年6月8日に合意解約を行い、同日通知がありました。

以上、1件の合意解約について報告致します。

議長

野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第7号「農地法第18条第6項の規定による通知」について質問等を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議にはいります。

議案第12号「現況証明願」について事務局より説明して下さい。

事務局

大西事務局長

それでは、議案書の9ページでございます、議案第12号「現況証明願」について説明致します。

土地の権利に関する登記を申請する場合、第三者の許可、同意、又は承諾を要するときは、当該第三者が許可、同意、又は承諾したことを証する情報が必要となります。

また、砂利採取計画の認可申請に、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面が必要となります。

今回は、釧路地区から1件、阿寒地区から1件、音別地区から2件の現況証明願の申請がございましたが、そのうち1番が砂利採取に関する申請、2番から4番が権利登記に関する申請になります。

議案書10ページでございます表の1番ですが、資料は12ページと13ページでございます。

公簿地目が牧場である、 $\text{m}^2$ の土地について、所有者の氏の代理人であります、から現況証明願がございました。

6月14日、釧路地区の農業委員4名と事務局職員2名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の原野であると確認致しました。

次に、議案書10ページでございます表の2番ですが、資料は14ページと15ページでございます。

公簿地目が畑である、 $\text{m}^2$ の土地について、所有者の氏から現況証明願がございました。

6月13日、阿寒地区の農業委員7名と事務局職員2名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。

次に、議案書11ページでございます表の3番ですが、資料は16ページと17ページでございます。

公簿地目が牧場である、 $\text{m}^2$ の土地について、

所有者の [ ] 氏から現況証明願がございました。

6月15日、音別地区の農業委員4名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の山林であると確認致しました。

次に、議案書11ページにございます表の4番ですが、資料は16ページと18ページにございます。

公簿地目が牧場である、[ ]、の1筆、[ ]㎡の土地について、所有者の [ ] 氏の代理人であります、[ ] 氏から現況証明願がございました。

6月15日、音別地区の農業委員4名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の山林であると確認致しました。

以上、4件の現況証明願について、ご審議を頂きたく、お願い致します。

議長

野村会長

ただいま事務局から「現況証明願」について説明がりましたが、1番の現地調査結果について、調査委員長の清水幸治委員から報告をお願いします。

委員

清水委員

議案第12号現況証明願のうち1番について調査報告します。

現況証明願がありました [ ] 氏が所有する [ ]、[ ]、[ ] 及び [ ] は、公簿地目が牧場である合計 [ ]㎡の土地であります。

平成30年6月14日、釧路地区農業委員4名、事務局職員2名で現地調査を実施したところ、当該地はすべて農地採草放牧地以外で、利用状況はそれぞれ原野であることを確認しました。

以上、ご報告いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

野村会長

清水委員、ありがとうございました。

次に2番の現地調査結果について、調査委員長の稲場洋二委員から報告をお願いします。

委員

稲場委員

議案第12号現況証明願のうち2番について調査報告いたします。

現況証明願のありました [ ] は、[ ] 氏が所有する公簿地目が畑、農振農用地区域外にある [ ]㎡の土地であります。

平成30年6月13日、阿寒地区農業委員7名、事務局職員2名で現地調査を実施したところ、当該地は、農地採草放牧地以外で利用状況は雑種地であることを確認しました。

以上、現地調査結果を報告いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

野村会長

稲場委員、ありがとうございました。

次に3番と4番の現地調査結果について、調査委員長の田井克廣委員から報告をお願いします。

委員

田井委員

議案第12号現況証明願、番号3番と4番について調査報告いたします。

番号3番は、[ ] (面積 [ ]㎡)で公簿地目が牧場となっており、所有者、申請者ともに [ ] 氏より現況証明願の提出がありました。

調査日は平成30年6月15日、音別地区委員4名と事務局職員3名で現地調査を実施し、該当地は農地採草放牧地以外で、利用状況は山林であることを確認いたしました。

次に4番は、[REDACTED] ( [REDACTED] m<sup>2</sup> ) で公簿地目が牧場となっており、所有者は [REDACTED] 氏で、申請者は代理人の [REDACTED] 氏より提出がありました。

調査日等は先程と同じなので省略します。該当地は農地採草放牧地以外で、利用状況は山林であることを確認いたしました。

以上、現地調査結果について報告をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長  
野村会長

田井委員、ありがとうございました。  
それでは、議案第12号「現況証明願」について一括して審議致します。  
質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。  
議案第12号「現況証明願」について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長  
野村会長

全会一致で、原案のとおり決定致します。  
それでは、次に、議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。事務局より説明して下さい。

事務局  
大西事務局長

それでは、議案書19ページでございます、議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請」について説明致します。

農用地を売買で所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けることになっております。

今回は、音別地区で1件の許可申請がありました。

お手元に配布致しております、農地法第3条調査書も併せてご確認下さい。

議案書20ページの表の1番は、資料が議案書の21ページから24ページにございます。

[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他7筆、合計 [REDACTED] m<sup>2</sup>の農用地について、[REDACTED]に年間 [REDACTED]円で賃貸借を行うものがあります。

以上、1件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほどよろしくお願致します。

議長  
野村会長

ただいま事務局から説明のありました「農地法第3条の規定による許可申請」の1番について、調査委員長の田井克廣委員から報告をお願いします。

委員  
田井委員

議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請」の番号1番について調査報告をいたします。

平成30年6月15日、音別地区農業委員3名及び事務局3名により現地調査及び協議を行いました。

申請の内容は、■■■■氏の所有地を ■■■■■■■■■■が賃貸借により借り受けするもので、借主の■■■■■■■■■■は農地所有適格法人であり、今後も当該農地を適正に管理していくと認められることから、許可相当という結論となりましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長  
野村会長

田井委員、ありがとうございました。

それでは、議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請」についての1番について審議致しますが、本件は 大坂博文委員、村上正人委員が構成員となる法人の案件であるため議事参与の制限にあたります。

それでは、大坂委員、村上委員は退室をお願い致します。

(大坂委員、村上委員退室)

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請」について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長  
野村会長

全会一致と認め、原案のとおり決定致します。

大坂委員、村上委員は入室して下さい。

(大坂委員、村上委員入室)

議長  
野村会長

本件は、原案のとおり決定致しました。

次に、議案第14号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について審議いたします。事務局より説明して下さい。

事務局  
大西事務局長

それでは、議案書25ページでございます、議案第14号「農地法第5条の規定による許可申請の進達」について説明します。

農用地を転用するため、農地法第3条第1項本文に掲げる権利を設定、又は移転する場合には、当事者が都道府県知事の許可を受けることとなりますが、許可申請は、農業委員会で審議をし、意見を付して北海道知事に進達することになっております。

今回、阿寒地区で1件の許可申請がございました。

議案書 26 ページ目の表の 1 番は、資料が議案書 27 ページから 32 ページにございます。

氏が所有する、の一筆、㎡の農用地について、平成 31 年 7 月 20 日までは無償で使用貸借した上で、隣接の非農地と合わせて、当法人が砂利採取を行う、一時転用の許可申請です。なお、昨年 of 許可に続き 2 年目となります。

砂利採取については、既に釧路市産業振興部より事前協議の依頼があり、事務レベルでの事前協議を終了しております。

また、農業振興計画への影響についても、釧路市農林課に照会を行い、支障ない旨の回答を得ております。

本件につきましては、6 月 13 日、阿寒地区の農業委員 7 名と事務局職員 2 名で、現地調査などの審査を行っております。

お手元に配布致しております、農地法第 5 条調査書も併せてご確認下さい。

以上、1 件の「農地法第 5 条の規定による許可申請」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長  
野村会長  
委員  
稲場委員

ただいま事務局から説明がありました「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る進達」の 1 番について、調査委員長の稲場洋二委員から報告をお願いします。

議案第 14 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る進達」について報告致します。

本内容は、氏が所有しているの一筆、㎡の採草放牧地について、は無償で使用貸借して砂利採取のための一時転用を行うもので、昨年に引き続き 2 年目の申請となります。

この砂利採取については、氏が所有する隣接地のの山林と一体で行うもので、本申請地は農用地区域内ではありますが、釧路市長から「農振整備計画の達成に支障ない」旨の回答を得ており、砂利採取につきましても、既に事前協議を終えております。

平成 30 年 6 月 13 日、阿寒地区農業委員 7 名及び事務局職員 2 名で現地調査及び協議を行った結果、本申請による砂利採取期間は 1 年であり、農地法第 5 条の一時転用の許可要件を全て満たしていることから、調査委員会としては許可相当という意見となりましたので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長  
野村会長

稲場委員、ありがとうございました。

それでは「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る進達」の 1 番について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る進達」の 1 番について原案に賛成の委





清水委員は入室して下さい。

(清水委員入室)

議長  
野村会長

本件は、原案のとおり決定致しました。

次に、議案第16号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局  
大西事務局長

それでは、議案書の37ページでございます、議案第16号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について説明致します。

今回は、音別地区で4件の計画がございます。

議案書38ページの表の1番ですが、資料は議案書の39ページと40ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他2筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏へ■■■■円で売買による所有権移転を行うものです。

次に、議案書38ページの表の2番ですが、資料は議案書の39ページと41ページから43ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他4筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏へ■■■■円で売買による所有権移転を行うものです。

次に、議案書38ページの表の3番ですが、資料は議案書の44ページから47ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他8筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏へ■■■■円で売買による所有権移転を行うものです。

次に、議案書38ページの表の4番ですが、資料は議案書の44ページ、48ページから50ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他4筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏との間で、年間■■■■円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

以上、4件の農用地利用集積計画についてご審議のほど、よろしく願い致します。

議長  
野村会長

それでは、審議に入りますが、3番につきましては、田井克廣委員本人、4番につきましては、志賀忠浩委員本人に関する案件のため議事参与の制限にあたります。

従いまして、まず1番と2番を一括審議した後に、3番と4番の案件を審議することとします。

それでは、1番と2番を一括審議致します。

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第16号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番及び2番について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

議長  
野村会長

(全員挙手)

全会一致と認め、原案のとおり決定致します。  
次に、3番を審議致しますので、田井委員は退室をお願い致します。

議長  
野村会長

(田井委員退室)

それでは、3番について質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

質問がないようですので、採決致します。

議案第16号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の3番について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

議長  
野村会長

(挙手)

賛成多数と認め、原案のとおり決定致します。  
田井委員は入室して下さい。  
次に、4番を審議致しますので、志賀委員は退室をお願い致します。

議長  
野村会長

(田井委員入室)  
(志賀委員退室)

それでは、4番について質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第16号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の4番について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

議長  
野村会長

(挙手)

賛成多数と認め、議案第16号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の4番については原案のとおり決定致します。  
志賀委員は入室して下さい。

(志賀委員入室)

議長  
野村会長

4番は、原案のとおり決定致しました。  
次に、議案第17号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について事務局より説明して下さい。

事務局  
大西事務局長

議案書51ページ目でございます、議案第17号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」を致します。

農地所有適格法人は毎年、事業の状況その他、農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告し、また農業委員会はこの報告を受け、当該法人が農地所有適格法人として適正に運営されているか確認し、指導することになっております。

今回1件の報告がございました。

議案書52ページの農地所有適格法人要件確認書の1番は、XXXXXXXXXXで、平成29年5月決算の報告となります。

本件は、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべての要件を満たしておりますことを報告致します。

議長  
野村会長

ただいま事務局から報告がありました、議案第17号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第17号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長  
野村会長

全会一致と認め、議案第17号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」については原案のとおり決定致します。

次に、議案第18号「参考賃借料の設定」について審議致します。事務局より説明して下さい。

事務局  
大西事務局長

それでは、議案書53ページでございます、議案第18号「参考賃借料の設定」について説明致します。

本件は、農地法第52条に基づき、農地の賃貸借契約の目安として、過去1年間に契約された賃借料の平均水準など賃借料情報を提供するものです。なお、情報提供として、市のホームページに掲載する予定です。

釧路市における平成29年1月から平成29年12月までに締結されました賃貸借に関する賃借料水準を54ページの別表のとおりまとめましたので報告致します。

議長  
野村会長

ただいま事務局から説明のありました、議案第18号「参考賃借料の設定」について審議致します。

委員  
委員一同

質問、意見を求めます。

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第18号「参考賃借料の設定」について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

全会一致と認め、議案第18号「参考賃借料の設定」については、原案のとおり決定致します。

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございませんか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

平成30年6月29日

議長 野村 照明

署名委員 成田 俊英

署名委員 金子 靖